平成２９年（フ）第３１号
三重県伊賀市柘植町4520番地
債務者　橋本　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３６号
三重県名張市桔梗が丘南２番町１街区54番地
債務者　橋本　真輔
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１９０号
兵庫県芦屋市清水町２番27―205号
債務者　金田瑠璃子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９２号
兵庫県西宮市仁川五ケ山町６番25号
債務者　加藤　寛子
保佐人　加藤　　潤
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９６号
兵庫県西宮市津門川町11番７―510号
債務者　天神　和広
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３００号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目７番26号　メゾン立花402
債務者　加勢　勝康
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０２号
兵庫県芦屋市打出小槌町８番19号
債務者　白越ゆかり
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１３号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目６番21号１階、前住所兵庫県西宮市馬場町２番８―202号
債務者　蜂矢　剛志
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１７号
兵庫県尼崎市玄番北之町26番地の１　尼崎アーバンコンフォート614号
債務者　伊藤有紀夫
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８６０号
広島市南区仁保２丁目６番23号
債務者　岡川紗弥佳
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８号
広島県東広島市八本松東３丁目25番１号　コーポナイトウ202号
債務者　小畠　義文
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
徳島県徳島市中昭和町２丁目39番地の１　ローレルハイツ中村203号、旧住所徳島県徳島市富田橋４丁目51番地の１
債務者　大谷　悦子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８６号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島16番地３、旧住所徳島県鳴門市撫養町黒崎字宮津133番地　エピーメロンＢ202号
債務者　吉村　直樹（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８号
徳島県徳島市川内町北原64番地の１　プレステージュ21―２―201、旧住所大阪府箕面市外院３丁目23番26号　102号
債務者　武部　知秀
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９０号
徳島県徳島市名東町３丁目505番地
債務者　近住こず恵
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
徳島県海部郡海陽町大里字古畑104番地３
債務者　山本奈美江
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１１号
徳島県阿南市才見町石橋44番地
債務者　浅野　絹江
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部